

# 那須小川ゴルフクラブ利用約款

当ゴルフ場ご利用のお客様は、メンバー・ゲストを問わず、安全で快適なプレーをお楽しみいただくために、当クラブ会則・細則等の外本約款の定めに従っていただきます。

## 第1条 【利用者の登録】

利用者は利用当日ゴルフ場フロントにおいて、次の事項を実施して下さい。

- ① 会員の場合、会員証の提示と会員番号と氏名の署名登録。
- ② 非会員の場合、住所、氏名、電話番号の署名登録。
- ③ 前記項目の他、当ゴルフが必要と認める事項。

## 第2条 【利用契約の成立】

フロントにおいて本約款を確認の上、前条の登録を済ませたことに依り、当ゴルフ場は署名者の施設利用をお引受けすることになります。

## 第3条 【予約の解除（キャンセル）】

予約の申込者が予約の全部または、一部を解除したときは次に掲げるところにより違約金（キャンセル料）が発生します。

- ① ・平日は7日前よりお1人様  
メンバー1,500円、ビジター3,000円、  
土日祝日は7日前よりお1人様  
メンバー3,000円、ビジター6,000円、  
メンバーの公式競技参加の場合は第3条①上記料金より  
+1,000円、  
のキャンセル料が発生いたします。  
・13名人以上の場合は、14日前から上記料金のキャンセル料が発生いたします。  
・プレー当日及び無断キャンセルは、全日予約時料金の100%×人数分のキャンセル料が発生いたします。
- ② 30組以上及び貸切予約を解除した場合、予約契約日から  
イ) 利用日60日前以降、予約契約時の契約料金からの40%  
ロ) 利用日30日前以降、予約契約時の契約料金からの80%  
ハ) 利用日7日前以降、予約契約時の契約料金からの100%  
のキャンセル料が発生いたします。
- ③ 一部解除の場合、キャンセル料を申し受ける他に、1組の人数が4人に満たない組には第17条を適用することがあります。
- ④ 天候不順（雪・雷・台風）等によりプレーを中断した場合  
1、前半途中で精算の場合  
プレー料金の半額+税金+食事代（税込）  
2、後半途中で精算の場合  
ラウンド料金（税込）  
※前・後ラウンドスタート1打から料金は発生。
- ⑥ キャディのキャンセルは、プレー予約の7日前以降からキャディフィの100%をキャンセル料として申し受けます。

## 第4条 【施設利用の拒絶】

当ゴルフ場は次の場合には施設の利用、並びに利用の継続をお断りすることがあります。

- ① 満員のためスタート時間に余裕がないとき。
- ② 利用者が公の秩序もしくは善良な風俗に反する行為をなした場合、またはなす恐れがあると認められたとき
- ③ 暴力団員、又は集団的に、もしくは常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある者。
- ④ 申込受理後、申込者又は利用者が暴力団員もしくはその関係者であることが判明したとき。
- ⑤ 入れ墨、タトゥーをしている方のロッカー室並びに浴室の利用。
- ⑥ 天災その他やむを得ない事情によりクローズするとき。
- ⑦ スタート予約時間に遅刻したとき。
- ⑧ 服装・身なり等が、常識的なドレスコードでない場合。
- ⑨ その他、本約款に違反した場合、又は当ゴルフ場の施設を利用されることが好ましくない事由がある場合。

## 第5条 【貴重品について】

- ① 貴重品は貴重品ロッカーをご利用下さい。尚、ロッカーキーの紛失による事故については、当ゴルフ場はその責任を一切負いません。
- ② ロッカー室、脱衣所、その他すべての施設内での貴重品携帯品の盗難事故については、当ゴルフ場はその責任を一切負いません。

## 第6条 【駐車場】

駐車場（進入路を含む場内全域）内での携帯品、車両事故（盗難等）一切について当ゴルフ場は責任を負いません。

## 第7条 【危険防止責任とエチケット・マナーの厳守】

利用者はエチケット・マナーを守り、キャディ並びに係員のアドバイス（打球関連並びに雷関連・乗用カート関連）の如何にかかわらず、自己の責任で危険防止に努めプレーして頂けます。当クラブは、事故の責任を一切負いません。

## 第8条 【ティーイングエリアにおける素振り（練習振り）】

練習振りはティーマーク内の打席、および指定された場所以外では禁止します。打者以外はティーイングエリアに立ち入らないで下さい。

## 第9条 【飛距離の確認】

先行組に対しては、後行組の打者はキャディのアドバイスの如何にかかわらず自己の飛距離を自分で判断して下さい。隣接ホールへの打込みは特に危険ですから、自己の飛距離、飛行については適切に判断してプレーして下さい。

## 第10条 【ラウンド時間について】

利用者は常にラウンドの進行を早めるよう留意し、ハーフラウンド2時間25分以内を厳守して下さい。

## 第11条 【プレー終了後のクラブの確認】

利用者はプレー終了後、クラブを点検し慎重に確認して下さい。確認後はクラブの不足及び紛失、その他一切について当ゴルフ場は責任を負いません。

## 第12条 【施設に損害を与えた場合】

利用者の故意または過失により当ゴルフ場の施設、備品に損害を与えた場合はその損害を賠償して頂きます。

## 第13条 【施設内への持込品】

施設内に下記の物を持ち込むことを禁止します。

- ① 動物等のペット類、悪臭を放つもの、銃・刀剣類、爆発物など
- ② その他、危険物や他人に迷惑を及ぼすおそれのあるもの

## 第14条 【行為の禁止】

施設内での下記の行為は禁止します。

- ① とばく、その他風紀を乱す行為
- ② 物品販売、宣伝広告等の行為
- ③ 利用者以外のコース立ち入り（特に許可する場合を除く）
- ④ 声高の口論、他人に迷惑、不快感を与える行為

## 第15条 【利用継続の拒絶】

当ゴルフ場は第4条に定める場合の外、次の場合にも利用の継続をお断りすることがあります。

- ① 他人のプレーに迷惑をかけたとき
- ② ルール、マナー及び警告を無視してプレーを改めないとき
- ③ その他本約款に違反したとき

## 第16条 【違反の場合の責任】

利用者がこの利用約款に違反して、第三者に損害等の事故を発生させた場合、または自分が違反して損害等の被害を受けた場合は、当ゴルフ場は一切の損害賠償の責任を負いません。

## 第17条 【1組の人数】

1組の人数は4名と致します。4名に満たない時は、他のお客様が入る場合があります。尚、プレーヤー以外の方のコース内同伴（特別な場合を除く）は禁止します。

## 第18条 【倶楽部競技・その他競技について】

マッチプレー競技(倶楽部選手権他)開催時、一般プレーを中断、競技プレーを優先して進行する場合があります。

## 第19条 【信義則】

その他、本約款に定めない事項はゴルフプレーの精神にのっとり、信義、誠実の原則に従って解決されるものとします。

(附則) 本約款は2025年1月1日より施行する。